

生活困窮者自立支援事業（住吉区）相談支援員（常勤嘱託職員）の募集

- 【応募資格】 生活困窮者支援について理解と熱意がある方
相談支援業務の実務経験があり、関係機関との円滑な連携・調整などが可能な方
また、エクセル・ワード・メール等のパソコンの基本的な操作が可能な方
- 【応募方法】 封筒の表に「相談支援員応募」と明記し、次の書類を下記（応募先）へ郵送または持参ください。
- ・ 履歴書：JIS規格、顔写真貼付
 - ・ 職務経歴書
 - ・ 資格登録証または資格取得証明書の写し
- 【業務内容】 生活困窮者の自立に向けた相談・支援、支援に関わるアセスメント、プランの作成
地域や関係先との連携・調整
記録、資料の作成事務
- 【勤務場所】 大阪市住吉区役所内（住吉区南住吉3-15-55）
- 【雇用期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日（契約更新の可能性あり・条件あり）
- 【勤務日】 毎週月曜日～金曜日（休日は土曜日・日曜日・祝日、年末年始）
- 【勤務時間】 9時～17時30分（うち休憩時間45分）
- 【給与】 月額：209,300円
他に通勤手当（月額55,000円を限度）支給
- 【賞与】 あり
- 【社会保険】
- ・ 健康保険
 - ・ 厚生年金保険

- 【労働保険】
- ・ 雇用保険
 - ・ 労災保険
- 【募集人員】 1名
- 【有給休暇】 本会常勤嘱託職員就業規則のとおり（採用2カ月経過後付与 最大15日）
- 【選考方法】
- （1）書類選考
 - （2）面接試験（書類選考により面接を決定した方）
 - ・ 日 時：別途個々に連絡します。
 - ・ 場 所：大阪市住吉区社会福祉協議会
- 【その他】 応募書類等送付いただいた個人情報は、選考及び選考後の人事管理に
関してのみ利用します。
応募書類等についてはご返却できません。
選考終了後、本会で速やかに廃棄処分します。

【お問い合わせ・応募先】

〒558-0021
大阪市住吉区浅香1-8-47

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会
（担当：西上）

電話06-6607-8181